

令和3年不動産鑑定士試験 短答式試験における
新型コロナウイルス感染症への対応について

不動産鑑定士試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

1. **【マスクの着用等】** 試験当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。
なお、試験時間中の写真照合の際には、マスクを一時的に外してください。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。
2. **【試験室の換気】** 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
3. **【受験者同士の接触の回避】** 試験前後、休憩、昼食時等において、対面での会話や飲食など、受験者同士の接触を控えるようにしてください。
4. **【体調不良の方】** 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方、また、発熱、咳等の風邪の症状、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害等の症状がある場合など新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。
会場に来られた場合でも咳を繰り返すなどの体調不良が見られた場合等には、受験中止のお願いをさせていただくことがあり得ます。あらかじめご了承ください。
5. **【禁煙へのご協力】** 受験者同士等の接触を避ける観点から試験会場内での禁煙にご協力をお願いします。
6. **【余裕のある行程】** 感染防止対策の一環で、試験室への入退出に時間を要することが予想されるため、試験会場への往復には余裕のある行程を確保してください。
7. **【その他】** 感染症防止対策に関して、本留意事項を守っていただけない場合、当日試験会場での試験係官の指示に従わない場合等には、受験をお断りすることがありますので、ご注意ください。
感染防止の必要に応じて、氏名、緊急連絡先が保健所等の公的機関へ提供される場合があることをあらかじめご了承ください。

今後、試験実施の変更がありましたら、国土交通省ホームページ【不動産鑑定士試験】
<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html> に掲載しますので、適宜、ご確認ください。